

介護給付費算定に係る体制等に関する届出の提出書類一覧
 (特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)

加算項目	添付書類
共通	<input type="checkbox"/> 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） <input type="checkbox"/> 介護給付費算定に係る体制等状況一覧（別紙1） <input type="checkbox"/> 誓約書（加算様式10-2） <input type="checkbox"/> 変更届・介給届連絡票※1 <input type="checkbox"/> 定型封筒（切手貼付）※2
職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1） <input type="checkbox"/> 資格者証（写）
身体拘束廃止の取組の有無	<p>【基準型→減算型へ変更する場合】</p> <input type="checkbox"/> 改善計画書(任意様式) 減算対象となる事例ごとに改善計画を記載してください。原則として、改善期間は3ヶ月以内としてください。 <input type="checkbox"/> 改善状況報告書(任意様式) 実際に行った改善の状況を記載してください。減算の対象となる事例が発生した月から3ヶ月後に提出してください。
入居継続支援加算	<input type="checkbox"/> 入居継続支援加算に係る届出書（別紙20） <input type="checkbox"/> 資格証（写）
テクノロジーの導入 （入居継続支援加算関係）	<input type="checkbox"/> テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出（別紙20-2） <input type="checkbox"/> 資格証（写）
生活機能向上連携加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通書類のみ
個別機能訓練加算	<input type="checkbox"/> 資格者証（写） <input type="checkbox"/> 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）
夜間看護体制	<input type="checkbox"/> 夜間看護体制に係る届出書（別紙9） <input type="checkbox"/> 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）
若年性認知症入居者受入加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通書類のみ
科学的介護推進体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通書類のみ（※3）

加算項目	添付書類
看取り介護加算	・ 共通書類のみ
認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 研修修了証（写） <input type="checkbox"/> 職員の研修計画（加算Ⅱのみ）
サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算に係る届出書（別紙12-6） <input type="checkbox"/> 資格者証（写）
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算のページを参照
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算のページを参照
L I F Eへの登録	<input type="checkbox"/> 共通書類のみ 下記の厚生労働省ホームページに掲載している資料を確認の上で登録手続きをしておいてください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html
割引	<input type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業所等による介護給付費に割引に係る割引率の設定について（「割引を設定する場合について」の記載例を元に要作成） <input type="checkbox"/> 運営規程（「割引を設定する場合について」のとおり改正が必要。）

※1 介給届の受付を証する書類が必要な場合は添付してください。

※2 介給届の内容審査後、郵送で変更受付票の送付を希望する場合は添付してください。

※3 届出するにはL I F Eへの登録が「あり」である必要があります。

○短期利用を新たに行う場合下記書類が必要となります。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧（短期利用）

特定施設入居者生活介護における短期利用算定に係るチェックリスト

運営規程

注 介護給付費算定に係る体制等状況一覧（短期利用）の項目によって、上の表に記されている書類を添付してください。ただし、本体施設の届出状況によって添付省略が可能な場合があります。詳しくは福祉指導監査課までお問い合わせください。